

# 商標スナップショット

アジア・パシフィックでの出願、不使用及び異議申立



# アジア・パシフィック全域での商標の保護・強化

スブルーソン&ファーガソンはバンコク、北京、ブリスベン、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、シンガポール及びシドニーの各オフィスからアジア太平洋全域に幅広い知財サービスを先導的に提供する知財事務所です。

スブルーソン&ファーガソンは弁理士、商標弁理士及び知財弁護士を含む総勢480名を超えるチームを擁し、地域に沿った知識及び経験を有する数少ない知財事務所の一つです。

スブルーソン&ファーガソンの商標チームは小規模企業から世界の有名ブランドに至るまで多様なクライアント様の代理人を務めています。弊所の一流の商標弁理士は毎年5000件以上の商標出願を行い、アジア太平洋全域にわたって包括的な商標保護サービスを提供しています。

弊所はブランド創出、国内および海外における商標の登録、出願、商標訴訟、排除のための防衛措置及び正しい商標使用の監視を含む商標ライフサイクルのすべての局面において助言を行います。

## 重要連絡先

アジア

**Amy Chan** – amy.chan@spruson.com

**Charis Lam** – charis.lam@spruson.com

**May Chan** – may.chan@spruson.com

オーストラリア、ニュージーランド、サウスパシフィック

**Roseanne Mannion** – roseanne.mannion@spruson.com

**Daniel Wilson** – daniel.wilson@spruson.com

**Francesca Colubriale** – francesca.colubriale@spruson.com



アジア・太平洋  
地域に10の  
オフィス



商標弁理士の  
専門家チーム



年間5000件以  
上の出願



480<sup>+</sup>  
人以上のスタッフ

190<sup>+</sup>  
人以上のIPプロフェ  
ッショナル

25<sup>+</sup>  
の国を網羅

10  
のオフィス

- 現地に弊社事務所がある、または現地で直接出願が可能な国・地域
- その他出願の取り扱いが可能な国・地域

# 概要

## 法域

	先願主義	委任状	ニース分類	優先権書類 の謄本	複数区分	使用は登 録の条 件か	同意書 (LOC)の 許容
オーストラリア	×	×	✓	×	✓	×	✓
ブルネイ	✓	×	✓	✓	✓	×	✓
カンボジア	✓	✓	✓	✓	✓	×	5
中国	✓	✓	✓*	✓	✓	×	1
フィジー	×	✓	×	2	×	×	✓
香港	×	×	✓	×	✓	×	✓
インド	×	✓	✓	✓	✓	×	✓
インドネシア	✓	✓	✓	✓	✓	×	×
キリバス	×	✓	✓	4	✓	×	×
ラオス	✓	✓	✓	✓	✓	×	5
マカオ	✓	✓	✓	✓	×	×	5
マレーシア	×	×	✓	×	✓	×	✓
モンゴル	✓	✓	✓	✓	✓	×	✓
ミャンマー	✓	×	✓	×	✓	×	×

1. ケースバイケースであり、標準の全体的な類似性を考慮した後のCNIPAの絶対裁量によります。
  2. 英国登録に依拠して出願する場合は謄本を提供する必要があります。
  3. 所有権の宣言書
  4. 英国登録の再登録だけが可能です。対応する英国登録の謄本が必要です。
  5. ケースバイケースであり登録官の裁量によります。
  6. LOCが許可されますが通常は類似性拒絶を克服するには十分でなく、市場での共存の証拠の裏付けが必要です。
- \* すべての項目が直ちに許可されるわけではありません(多くの明細書の範囲は広すぎるとみなされます)。明細書によってはさらなる項目分けが必要です
- \*\* 先願の要件及びその他のいくつかの条件

# 概要

## 法域

	先願主義	委任状	ニース分類	優先権書類の 謄本	複数区分	使用は登録の 条件か	同意書 (LOC) の許容
ネパール	✓	✓	✓	✓	×	×	✓
ニュージーランド	×	×	✓	×	✓	×	✓
パキスタン	✓**	✓	✓	✓	×	×	✓
パプアニューギニア	×	×	✓	×	×	×	×
フィリピン	✓**	✓	✓	×	✓	×	5
サモア	×	✓	✓	✓	✓	×	×
シンガポール	×	×	✓	×	✓	×	✓
ソロモン諸島	×	✓	✓	4	✓	×	×
スリランカ	✓	✓	✓	✓	×	×	6
台湾	✓	✓	✓*	✓	✓	×	✓
タイ	✓	✓	✓*	✓	✓	×	5
トンガ	×	✓	✓	✓	✓	×	5
ツバル	×	✓	✓	4	✓	×	×
バヌアツ	×	✓	✓	×	✓	×	5
ベトナム	✓	✓	✓	✓	✓	×	5

1. ケースバイケースであり、標章の全体的な類似性を考慮した後のCNIPAの絶対裁量によります。
  2. 英国登録に依拠して出願する場合は謄本を提供する必要があります。
  3. 所有権の宣言書
  4. 英国登録の再登録だけが可能です。対応する英国登録の謄本が必要です。
  5. ケースバイケースであり登録官の裁量によります。
  6. LOCが許可されますが通常は類似性拒絶を克服するには十分でなく、市場での共存の証拠の裏付けが必要です。
- \* すべての項目が直ちに許可されるわけではありません(多くの明細書の範囲は広すぎるとみなされます)。明細書によってはさらなる項目分けが必要で
- \*\* 先願の要件及びその他のいくつかの条件

# 不使用及び 異議申立

## 法域

	不使用期間	不使用取消を申請することができる人	不使用取消における立証責任	異議申立期間	異議申立を行うことができる人	異議申立の期間延長
オーストラリア	3年連続使用、ただし2019年2月24日以前に出願の場合は登録商標の出願日から5年経て申請、それ以降の出願の場合は登録商標の登録日から3年経て申請	誰でも	所有者	公開日から2箇月	誰でも	二種の根拠(誤字/脱字又は不可抗力状況)でのみ延長可
ブルネイ	登録の完了から5年	誰でも	所有者	公開日から3箇月	誰でも	延長不可
カンボジア	登録日から5年。登録の有効性および不使用取消が登録日から計算される点に留意。	利害関係者	所有者	官報の公開日から90日以内	利害関係者	延長不可
中国	付与日から3年	誰でも	登録人	公開日から3箇月	被害者	延長不可
フィジー	出願日から5年	被害者	中立人	公開日から3箇月	誰でも	延長可
香港	実際の登録日から3年	誰でも	出願人	公開日から3箇月	誰でも	2箇月延長可
インド	商標が登録簿に記載された日から連続5年	被害者	所有者	商標公報が一般に入手可能となった日から4箇月	誰でも	延長不可
インドネシア	登録日から3連続年	被害者	原告	公開日から2箇月。すべての商標出願は直ちに公開される	誰でも	延長不可
キリバス	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
ラオス	登録日後の5年の任意の連続期間	誰でも	所有者	官報に商標出願が公開されてから60日以内	誰でも	延長可
マカオ	付与日から3年	誰でも	登録人	公開日から2箇月	被害者	延長不可
マレーシア	登録証明の発行日から3年	被害者	出願人	公開日から2箇月	誰でも	最長2箇月まで延長可
モンゴル	N/A	N/A	N/A	登録日から1年	誰でも	N/A
ミャンマー	登録日から連続3年	誰でも	原告	公開日から60日	誰でも	延長不可

# 不使用及び 異議申立

## 法域

	不使用期間	不使用取消を申請することができる人	不使用取消における立証責任	異議申立期間	異議申立を行うことができる人	異議申立の期間延長
ネパール	登録日から1年	誰でも	中立人	公開日から90日	誰でも	延長不可
ニュージーランド	登録日から3年	被害者	中立人	公開日から3箇月	誰でも	延長可 相互同意なしで1箇月、相互同意ありで2箇月
パキスタン	登録の完了から5年	利害関係者	所有者	公開日から2箇月	誰でも	延長可 最大2回各1箇月
パプアニューギニア	登録日から3年と1ヶ月	被害者	中立人	公開日から3箇月	誰でも	延長可 3箇月1回
フィリピン	3年の連続使用	被害者	出願人	公開日から30日	被害者	延長可 45日1回のみ
サモア	登録日から連続3年	被害者	所有者	公開日から3箇月	誰でも	延長可 60日延長最大3回
シンガポール	登録証明の発行日から5年	誰でも	所有者	公開日から2箇月	誰でも	延長可 2箇月1回
ソロモン諸島	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
スリランカ	裁判所における登録取消日から5年	被害者	所有者	公開日から3箇月	誰でも	最大6箇月延長可
台湾	登録日から3年	誰でも	登録人	登録日から3箇月	誰でも	延長不可
タイ	時間への限定なし。一般に取消訴訟前の3年	被害者	所有者	公開日から60日	利害関係者	延長不可
トンガ	登録日から連続3年	被害者	所有者	公開日から3箇月	誰でも	延長不可
ツバル	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
バヌアツ	登録日から3年	被害者	所有者	公開日から28日	誰でも	延長不可
ベトナム	登録日から5年および請願の取消日前	誰でも	所有者	公開日から5箇月	誰でも	延長不可

# 弊所の事務所

## Bangkok バンコク

電話番号: +66 2 256 9164  
メール: mail.asia@spruson.com

## Beijing 北京

電話番号: +86 10 8225 5655  
メール: mail.asia@spruson.com

## Brisbane ブリスベン

電話番号: +61 7 3011 2200  
メール: mail.au@spruson.com

## Hong Kong 香港

電話番号: +852 2161 9999  
メール: mail.asia@spruson.com

## Jakarta ジャカルタ

電話番号: +62 21 252 3853  
メール: mail.asia@spruson.com

## Kuala Lumpur クアラルンプール

電話番号: +60 3 2283 1668  
メール: mail.asia@spruson.com

## Manila マニラ

電話番号: +63 282 467 750  
メール: mail.asia@spruson.com

## Melbourne メルボルン

電話番号: +61 3 8637 7131  
メール: mail.au@spruson.com

## Singapore シンガポール

電話番号: +65 6333 7200  
メール: mail.asia@spruson.com

## Sydney シドニー

電話番号: +61 2 9393 0100  
メール: mail.au@spruson.com

©2024 SPRUSON & FERGUSON スプルーソン&ファーガソン各社はIPH社グループのメンバーであり、2018年トランス・タスマン特許および商標法定代理人の行動規範における「系列会社」となります（詳細については <https://www.spruson.com/about/ownership-group/> をご参照ください）。

### 免責事項

本文書に含まれる情報は、一般的な情報目的および教育目的に限り提供されるもので、法律のアドバイスや専門的アドバイスを構成するものではありません。スプルーソン&ファーガソンは、情報掲載の際、その情報が最新のものであり間違いが含まれていないことを全力で確認していますが、本文書に含まれる情報の正確性や最新性についての保証は致しません。この文書の内容は、どの題材についても、法律文を解説するものではありません。どのような手続きを行う場合でも、事前に専門家の助言を求めようにしてください。また、本文書の情報は、伝達されて利用されることを想定したものではありません。伝達情報を受け取ったとしても、スプルーソン&ファーガソンと情報受領者の間に法定代理人と顧客の関係が結ばれるものではありません。